

由利本荘市ふるさと納税推進業務委託

公募型プロポーザル実施要領

ふるさと納税推進業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1 趣旨

本要領は、「由利本荘市委託業務プロポーザル方式試行実施要綱」に定めるほか、由利本荘市ふるさと納税推進業務の公募型プロポーザルの実施にあたり必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

由利本荘市ふるさと納税推進業務

(2) 業務内容

「由利本荘市ふるさと納税推進業務特記仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに。

ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として特定された企業等の提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

本業務に係る委託の契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、本市は、この契約を変更又は解除することができる。

※令和4年10月1日から本業務を完全移行すること。契約締結日から令和4年9月30日までは、業務移行期間とし、この期間に関して委託料は発生しないものとする。

(4) 提案上限額

61,600千円(消費税及び地方消費税含む)

※この金額は、公募型プロポーザルにおける見積比較においてのみ使用するものであり、契約締結における予定価格を示すものではない。

(5) プロポーザル方式を採用する理由

ふるさと納税推進業務は、本市返礼品事業者への対応や寄附者からの問い合わせの対応のほか、民間の発想力や経験などを基に、更なる寄附獲得に繋がる施策の提案や実施など、分析及び審査をする必要があり、価格のみの競争に適さないと認められるため、プロポーザル方式による優先交渉者の選定を行うもの。

3 参加資格

プロポーザル方式に参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件をいずれも満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 由利本荘市に入札参加資格審査申請書を提出し受理されていること。
入札参加資格審査申請書を提出していない者、若しくは受理されていない者については、参加表明書と併せて提出することとする。この場合、入札参加資格はこの事業に限り有効となるが、入札参加資格審査の結果、適当でないと認められたときは受理しないことがある。
- (3) 由利本荘市建設工事入札参加者指名停止基準要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 由利本荘市及び契約先となる営業所の所在地における市町村税及び社会保険料に滞納がない者であること。
- (6) 直近3年間において、同種又は類似業務を行った実績を有すること。

4 スケジュール

全体のスケジュールの概要は、次のとおりとする。

区分	内容	内容期間等
(1)	実施要領等の公告	令和4年5月16日(月)
(2)	質問受付期間	令和4年5月16日(月)から 令和4年5月23日(月)正午まで
(3)	質問回答期限	令和4年5月25日(水)
(4)	参加表明書受付期間	令和4年5月16日(月)から 令和4年5月27日(金)まで
(5)	参加資格の確認結果及び企画提案書等 提出依頼書の発送	令和4年6月1日(水)
(6)	企画提案書等受付期間	令和4年6月1日(水)から 令和4年6月13日(月)まで
(7)	一次審査(書類審査)	令和4年6月16日(木)
(8)	一次審査(書類審査)結果の通知発送	令和4年6月17日(金)
(9)	二次審査(ヒアリング・プレゼンテーション)	令和4年6月24日(金)
(10)	最終審査結果の通知発送	令和4年6月28日(火)

※各項目の日程については、委員会の都合等にあわせて、適宜調整できるものとする。

※上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対して連絡する。

5 担当部署

由利本荘市 観光文化スポーツ部 まるごと売り込み課 担当：小山

住 所：〒015-8501 由利本荘市尾崎17番地

電 話：0184-24-6266（内線432）

F A X：0184-24-6268

メールアドレス：sakura@city.yurihonjo.lg.jp

6 参加表明手続き

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申請書及び資料（以下「参加申請書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに参加申請書等を提出しない者は、当該プロポーザルへの参加資格を失う。

ア 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル方式参加表明書

（由利本荘市委託業務プロポーザル方式試行実施要綱様式第1号）

(イ) 会社概要（任意様式）

(ウ) 業務実績（任意様式）

(エ) 業務実績を証明することのできる書類（契約書の写し等）

(2) 参加資格の確認等

「3 参加資格」に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和4年6月1日（水）までに参加資格確認結果通知書を電子メールにより通知する。

(3) 受付期間

令和4年5月16日（月）～令和4年5月27日（金）午後5時まで（必着）

（郵送等の場合は5月27日（金）午前9時必着）

(4) 提出先

「5 担当部署」と同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送等（持参の場合は、市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで）

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。また、郵送等の場合は期限までに必着とし、郵送等における事故については提案者の責任とする。

7 実施要領の閲覧期間及び閲覧場所

(1) 閲覧期間

令和4年5月16日（月）～5月23日（月）

※土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日等」という。）を除く、午前9時～午後5時まで。ただし、正午～午後1時を除く。

(2) 閲覧場所

「5 担当部署」と同じ

※由利本荘市ホームページよりダウンロードすることも出来ます。

8 質疑・応答

参加申請書及び企画提案書等の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(1) 質問書

別紙1を使用すること。

(2) 受付期間

令和4年5月16日(月)～5月23日(月)正午(必着)

(3) 提出先

「5 担当部署」と同じ

(4) 提出方法

FAX又は電子メールにより提出すること。

(5) 回答方法

令和4年5月25日(水)までにホームページにて記載いたします。

9 企画提案書の作成等

(1) 受付期間

令和4年6月1日(水)から6月13日(月)(市の休日を除く。)午後5時まで

(郵送等の場合は6月13日(月)午前9時必着)

(2) 提出場所

「5 担当部署」と同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送等(持参の場合は、市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで)

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。また、郵送等の場合は期限までに必着とし、郵送等における事故については提案者の責任とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書(別紙2) 正本1部

イ 提案書(任意様式) 正本1部、副本5部

(ア) 提案書(任意様式)については表紙を除いて20ページ以内とする。

(イ) A4版サイズ(縦長、横長不問)左綴じで文字サイズは10ポイント以上とする。

(ウ) 由利本荘市ふるさと納税推進業務特記仕様書に沿って作成すること。

(エ) 企画提案書はできるだけ具体的に、わかりやすく記載し、意思表示は明確にすること。

(オ) 提出を求めている資料を添付するなど、過大なものにならないようにすること。(専門用語などは必要に応じて注釈を付すこと。)

ウ 見積書は各社の形式とし、別途明細書を添付すること 正本1部

※長期継続契約となることから、令和4年度(令和4年10月1日～令和5年3月31日まで)及び令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日まで)それぞれの寄附見込み額並びに業務委託金額が確認できる見積書を出すこと。

10 提案内容の補足事項

- (1) 別に定める仕様書の要求基準を満たすものであること。
- (2) 実施方針など、本市ふるさと納税推進のための提案者の考え方を示すこと。
- (3) 業務ごとの実施体制、具体的な手順、スケジュール等を示すこと。
- (4) 業務全体における緊急時や年末年始等の繁忙期の体制・対応を示すこと。
- (5) 個人情報の取扱や情報漏洩防止等、情報セキュリティに関する管理体制、対策等を示すこと。
- (6) 業務遂行にあたり、優先交渉権者と仕様書及び提案書をもとに協議の上、必要に応じて変更する可能性があります。
- (7) 提案上限金額は、履行期間における寄附金額を、令和4年度、令和5年度共に4億円に設定し算出している。見積もりには、設定した寄附金額での明細を必ず記載すること。
- (8) 寄附額が4億円規模以上の自治体との契約数を提案書内に明記すること。

11 委託予定者の選定方法

(1) 選定委員会の設置

委託予定者の選定は、由利本荘市委託業務プロポーザル方式試行実施要綱に基づき、「由利本荘市ふるさと納税推進業務委託プロポーザル受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という）」を設置する。

(2) 選定方法

ア 一次審査（書類審査）

提出された提案書等を別紙「評価基準」に基づいて事務局にて審査を実施し、選定委員の決裁のうえ高い評価を得た上位3者を選考する。同点により3者が定まらない場合は、同点のもの全てをヒアリング対象者に加える。

なお、プロポーザルの提案者が3者以下である場合は、一次審査を省略し、二次審査において提出書類審査、ヒアリング・プレゼンテーション審査を実施する。

イ 二次審査（ヒアリング・プレゼンテーション審査）

選定委員会において提案内容をより理解するため、提案書に係るヒアリング・プレゼンテーション（以下「ヒアリング等」という。）を次のとおり行う。

- (ア) ヒアリング等の日時、会場及び留意事項等については別途対象者へ通知する。
- (イ) ヒアリング等は参加表明書の提出順で行い、参加者名は伏せて実施する。
- (ウ) 持ち時間は1者あたり準備及び説明を20分、質疑応答を10分以内とする。
- (エ) 同席者は2名まで認める。（説明者を含む3人までとする。）※なお、やむを得ない理由により代表者が出席できない場合に限り、委任状の提出により代理者の出席を認めるものとする。

- (オ) ヒアリング等で使用する資料には、提案者が推測されることがないように配慮すること。
- (カ) 提案内容の説明は、提出済みの提案資料に記載した内容の範囲で行うものとし、追加の提案等は認めない。ただし、質疑応答において詳細に、あるいは補足的に説明することは認める。
- (キ) 説明者は企業を特定することができる服装及び言動（具体的な企業名や実績等）をしてはならない。
- (ク) 提案書に基づくヒアリング等による審査を予定（場所は秋田県由利本荘市尾崎17由利本荘市役所）しているが、ウェブ会議システム（市側で Teams 又は Zoom による会議室を設定予定）となる場合がある。（ウェブ会議の場合、システム環境や通信環境 は参加者側で御用意ください。）
- (ケ) 提案者が当該ヒアリング等を行うために定めた所定の時間までに参集しなかった場合には、参加の意思がないものとみなし、評価の対象から除外するものとする。

1 2 提案書等の取り扱いについて

- (1) プロポーザルに係る提案の実施に要する一切の経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出された提出書類等の所有権は発注者に移転するものとし、返却しないものとする。
- (3) 提出された提案書等の著作権はそれぞれの提案者に帰属したままとし、発注者は提案者の評価以外の目的にこれを使用しないものとする。ただし、以下の事由により発注者が提出書類等の複製又は公表を行う必要がある場合にはそれができるものとする。
 - ア 評価に必要な限りにおいて、写しを作成する必要がある場合。
 - イ 公平性、透明性及び客観性を担保するため、必要最低限の内容を情報公開する場合。
- (4) 提出書類等は、その提出期限までの間において差し替え又は再提出ができるものとする。
- (5) 以下のいずれかに該当する提案者は失格とする。
 - ア 契約締結の日までに参加資格要件のいずれかを満たさなくなった提案者。
 - イ 提出書類等に虚偽の記載をした提案者。
 - ウ 見積金額が提案上限額を超過した提案者。
 - エ 評価の公平性に影響を与える行為をした提案者。
- (6) 公平な評価によるプロポーザルが実施できないと認められる場合及びその恐れのある場合は、プロポーザルの執行を延期又は中止することがある。
- (7) 提案者は、提案にあたり妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に通報し、及び警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は失格とすることがある。
- (8) 一つの提案者が複数の提案を行うことは認めないものとする。
- (9) 発注者は、評価の経緯及び結果についての問い合わせには応じないものとする。
- (10) 由利本荘市委託業務プロポーザル方式試行実施要綱第18条に規定する結果の公表については、特定者との契約締結の日の翌日から起算して10営業日以内に、由利本荘市ホームページに掲載することにより実施する。
- (11) 郵便等における事故及び通信事故について、発注者は一切の責任を負わないものとする

別紙1

年 月 日

由利本荘市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

質 問 書

令和 年 月 日付で公告されました「由利本荘市ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザル実施要領」に対して、質問がありますので提出します。

項目	質問内容

※用紙が不足する場合は別紙を添付可。

(担当者連絡先)

所属・役職	
氏 名	
住 所	
電 話	
F A X	

企 画 提 案 書

由利本荘市長 湊 貴信 様

由利本荘市ふるさと納税推進業務委託について、「由利本荘市ふるさと納税業務委託プロポーザル実施要綱」に基づき、別添のとおり企画提案書を提出します。

令和 年 月 日

住 所

事業所名

代表者氏名

【担 当 者】

氏 名		所 属	
住 所			
電 話 番 号		F A X 番 号	
E - m a i l			